

NPO法人公共政策研究所ニュース(2019年度冬号)

自治基本条例の制定及び議会運営のアドバイザーとして自治体を支援します。(お気軽にご相談ください)

専門知識・ノウハウ

自治基本条例素案のまとめのアドバイザー実績

- ・江別市自治基本条例(仮称)市民懇話会ファシリテーター(H18.4～H19.3)
- ・八雲町自治基本条例町民懇話会アドバイザー(H20.8～H21.8)
- ・中標津町自治基本条例検討職員プロジェクトアドバイザー(H21.10～H22.3)
- ・美幌町みんなで創る自治基本条例町民会議アドバイザー(H21.10～H23.2)
- ・大空町自治基本条例(仮称)検討委員会アドバイザー(H22.10～H24.2)
- ・八雲町自治推進委員会アドバイザー(H22.8～H24.3)
- ・岩見沢市みんなで創るまちづくり基本条例市民会議アドバイザー(H23.7～H25.3)

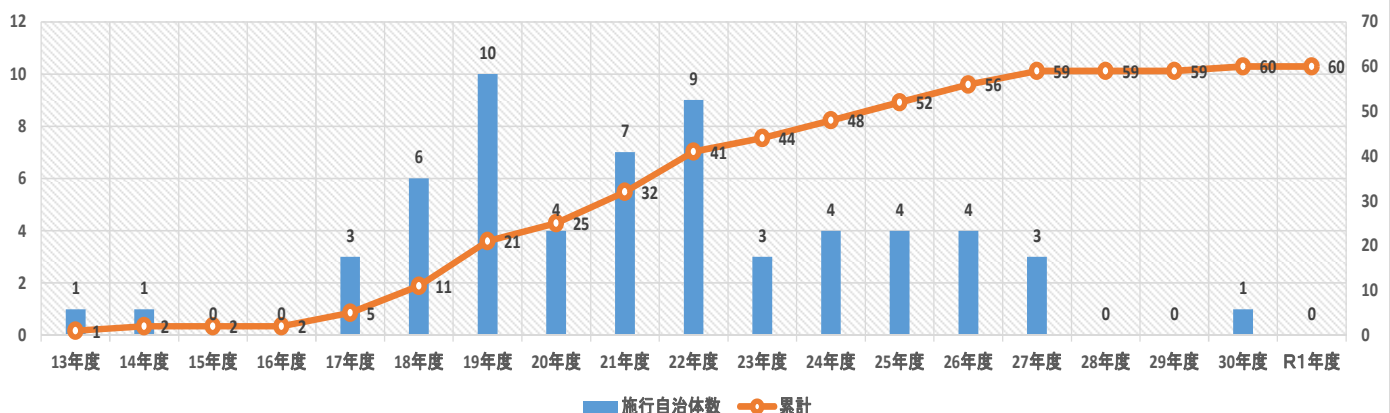
法人格	フリガナ	コウキョウセイサクケンキュウシヨ	フリガナ	ミヅサワ マサaki	団体認証日
団体名	特定非営利活動法人 公共政策研究所		理事長	水澤 雅貴	平成19年6月14日
所在地	札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号		電話(FAX)	011-836-4315 (携帯電話)090-2872-3257	
ホームページ	http://koukyou-seisaku.com/		Eメール	mizusawa@koukyou-seisaku.com	
理事	渡辺三省 (自治体職員) 栃内香次 (北海道大学名誉教授)		顧問	宮脇淳 北海道大学公共政策大学院教授 山口二郎 法政大学教授	

I 自治基本条例・議会基本条例の施行状況

1. 北海道内自治体の自治基本条例施行数の推移

2019年12月1日現在の道内の自治基本条例の施行状況を調査しました。北海道は都道府県の普及率33%と全国では9位でした。全国の自治基本条例の施行状況は当NPOホームページ参照願います。

年度別北海道の自治基本条例施行状況(2019.12.1現在)



項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
施行自治体数	1	1	0	0	3	6	10	4	7	9	3	4	4	4	3	0	0	1	0
累計	1	2	2	2	5	11	21	25	32	41	44	48	52	56	59	59	59	60	60
比率	0.6%	1.1%	1.1%	1.1%	2.8%	6.1%	11.7%	13.9%	17.8%	22.8%	24.4%	26.7%	28.9%	31.1%	32.8%	32.8%	32.8%	33.3%	33.3%

(注)北海道含む

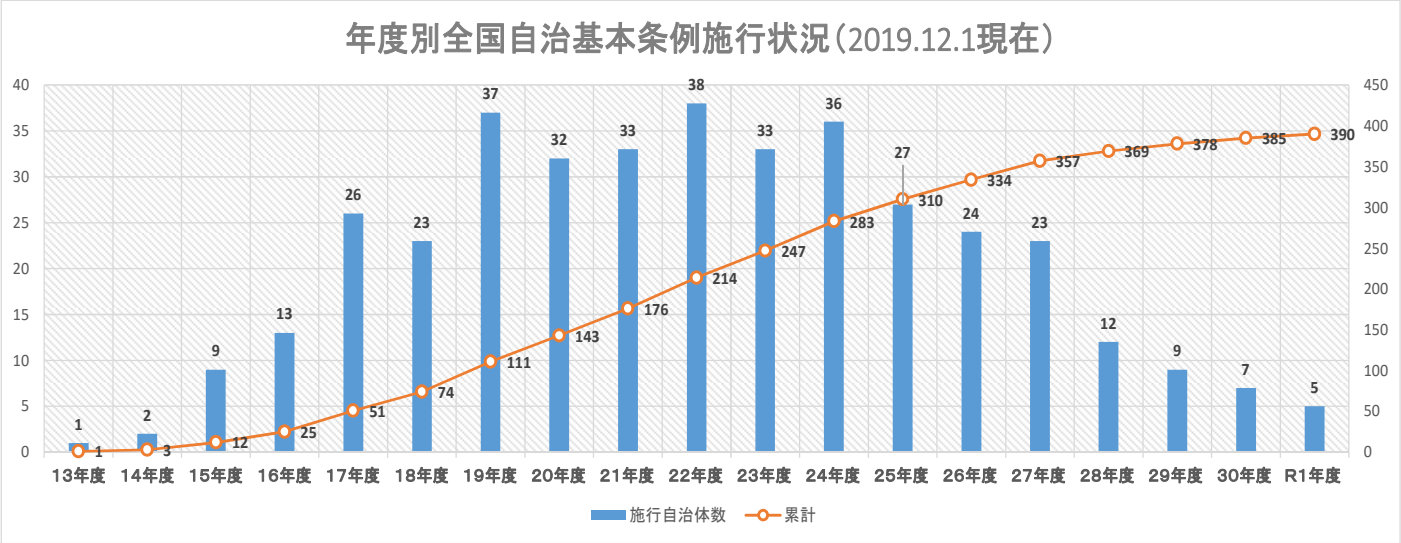
2. 北海道内の自治基本条例・議会基本条例の施行状況(2019.12.1)

北海道			
NO	自治体名	自治基本条例	議会基本条例
1	北海道	1	1
2	札幌市	1	1
3	函館市	1	
4	小樽市	1	
5	旭川市	1	1
6	釧路市	1	1
7	帯広市	1	1
8	北見市	1	
9	夕張市		1
10	岩見沢市	1	
11	網走市		1
12	留萌市	1	1
13	苫小牧市	1	1
14	稚内市	1	
15	美唄市	1	
16	芦別市	1	1
17	江別市	1	1
18	士別市	1	1
19	名寄市	1	1
20	三笠市	1	1
21	根室市		1
22	富良野市		1
23	登別市	1	1
24	恵庭市	1	
25	石狩市	1	1
26	福島町	1	1
27	知内町		1
28	七飯町	1	1
29	八雲町	1	1
30	厚沢部町	1	
31	今金町		1
32	黒松内町	1	
33	ニセコ町	1	
34	余市町	1	
35	奈井江町	1	
36	栗山町	1	1
37	新十津川町	1	
38	北竜町		1
39	沼田町	1	
40	上川町	1	
41	東川町	1	
42	上富良野町	1	
43	和寒町	1	1
44	下川町	1	
45	苫前町	1	
46	遠別町	1	
47	幌延町	1	
48	中頓別町	1	
49	美幌町	1	
50	斜里町	1	
51	訓子府町		1
52	置戸町	1	
53	遠軽町	1	1
54	湧別町	1	
55	興部町		1
56	大空町	1	1
57	豊浦町		1
58	白老町	1	
59	安平町	1	1
60	むかわ町	1	1
61	平取町	1	
62	新ひだか町	1	
63	音更町	1	
64	士幌町	1	
65	鹿追町	1	1
66	清水町	1	
67	芽室町	1	1
68	中札内村	1	
69	広尾町		1
70	幕別町		1
71	足寄町		1
72	浦幌町		1
73	白糠町		1
74	別海町	1	
75	中標津町	1	
76	羅臼町		1
		60	41
		33%	23%

(注) 自治基本条例数及び議会基本条例数はNPO公共政策研究所調査
【2019年12月1日現在】

3. 全国の自治基本条例施行状況(2019.12.1)

(1) 自治基本条例の経年別施行数



全国の1788自治体における自治基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
施行自治体数	1	2	9	13	26	23	37	32	33	38	33	36	27	24	23	12	9	7	5
累計	1	3	12	25	51	74	111	143	176	214	247	283	310	334	357	369	378	385	390
比率	0.1%	0.2%	0.7%	1.4%	2.9%	4.1%	6.2%	8.0%	9.8%	12.0%	13.8%	15.8%	17.3%	18.7%	20.0%	20.8%	21.1%	21.5%	21.8%

(注1)市区町村数は2019.12.1現在 (注2)都道府県47、市区町村1,741、計1,788

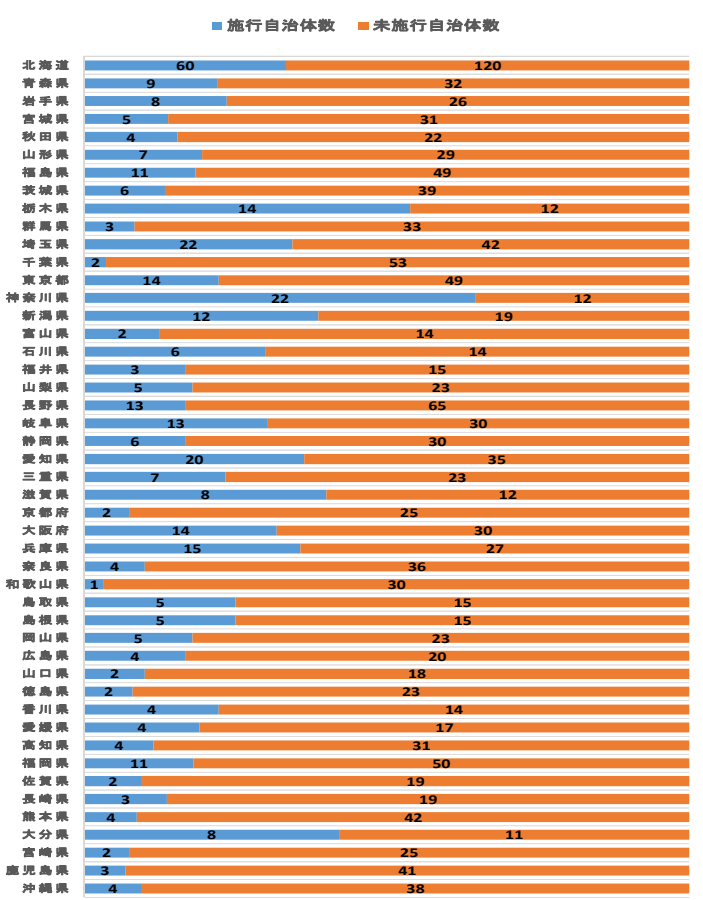
(2) 自治基本条例の都道府県別施行数

自治基本条例の都道府県別普及率(2019年12月1日現在)

NO	県名	都道府県及び市町村数	条例施行自治体数	普及率	普及順位
1	北海道	180	60	33%	9
2	青森県	41	9	22%	
3	岩手県	34	8	24%	
4	宮城県	36	5	14%	
5	秋田県	26	4	15%	
6	山形県	36	7	19%	
7	福島県	60	11	18%	
東北					
8	茨城県	45	6	13%	
9	栃木県	26	14	54%	2
10	群馬県	36	3	8%	
11	埼玉県	64	22	34%	8
12	千葉県	55	2	4%	
13	東京都	63	14	22%	
14	神奈川県	34	22	65%	1
関東					
15	新潟県	31	12	39%	5
16	富山県	16	2	13%	
17	石川県	20	6	30%	
18	福井県	18	3	17%	
19	山梨県	28	5	18%	
20	長野県	78	13	17%	
21	岐阜県	43	13	30%	
22	静岡県	36	6	17%	
23	愛知県	55	20	36%	6
中部					
24	三重県	30	7	23%	
25	滋賀県	20	8	40%	4
26	京都府	27	2	7%	
27	大阪府	44	14	32%	10
28	兵庫県	42	15	36%	6
29	奈良県	40	4	10%	
30	和歌山県	31	1	3%	
近畿					
31	鳥取県	20	5	25%	
32	島根県	20	5	25%	
33	岡山県	28	5	18%	
34	広島県	24	4	17%	
35	山口県	20	2	10%	
中国					
36	徳島県	25	2	8%	
37	香川県	18	4	22%	
38	愛媛県	21	4	19%	
39	高知県	35	4	11%	
四国					
40	福岡県	61	11	18%	
41	佐賀県	21	2	10%	
42	長崎県	22	3	14%	
43	熊本県	46	4	9%	
44	大分県	19	8	42%	3
45	宮崎県	27	2	7%	
46	鹿児島県	44	3	7%	
47	沖縄県	42	4	10%	
九州					
計		1788	390	21.8%	

(注)都道府県別市区町村数一覧(2019年12月1日現在)
(注2)都道府県47、市区町村1,741、計1,788

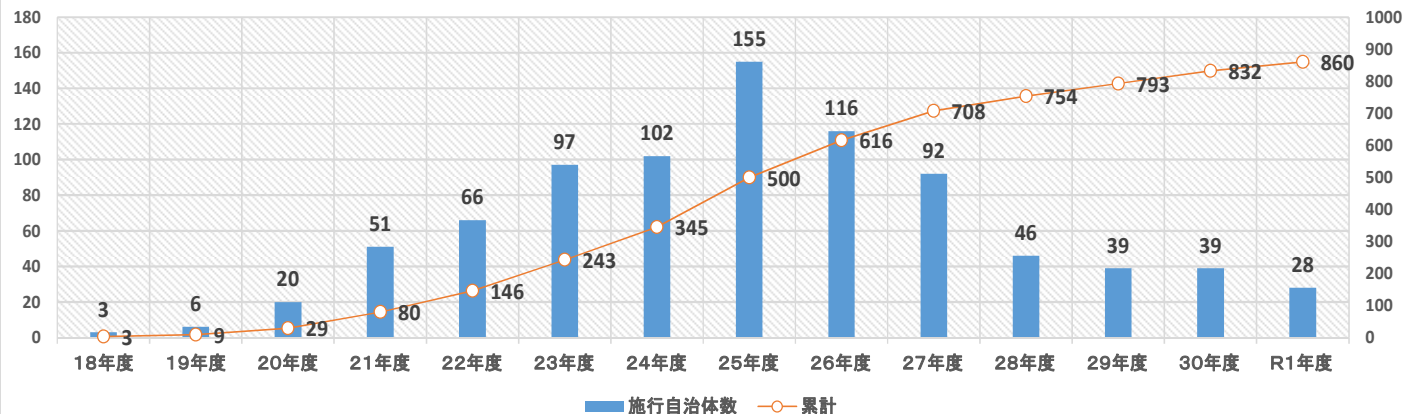
全国都道府県別自治基本条例施行状況



4. 全国の議会基本条例施行状況(2019.12.1)

(1) 議会基本条例の経年別施行数

年度別全国議会条例施行状況(2019.12.1現在)



全国の1788自治体における議会基本条例の施行状況

項目	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
施行自治体数	3	6	20	51	66	97	102	155	116	92	46	39	39	28
累計	3	9	29	80	146	243	345	500	616	708	754	793	832	860
比率	0.2%	0.5%	1.6%	4.5%	8.2%	13.6%	19.3%	28.0%	34.5%	39.6%	42.2%	44.4%	46.5%	48.1%

(注1)市区町村数は2019.12.1現在 (注2)都道府県47、市区町村1,741、計1,788

(2) 議会基本条例の都道府県別施行数

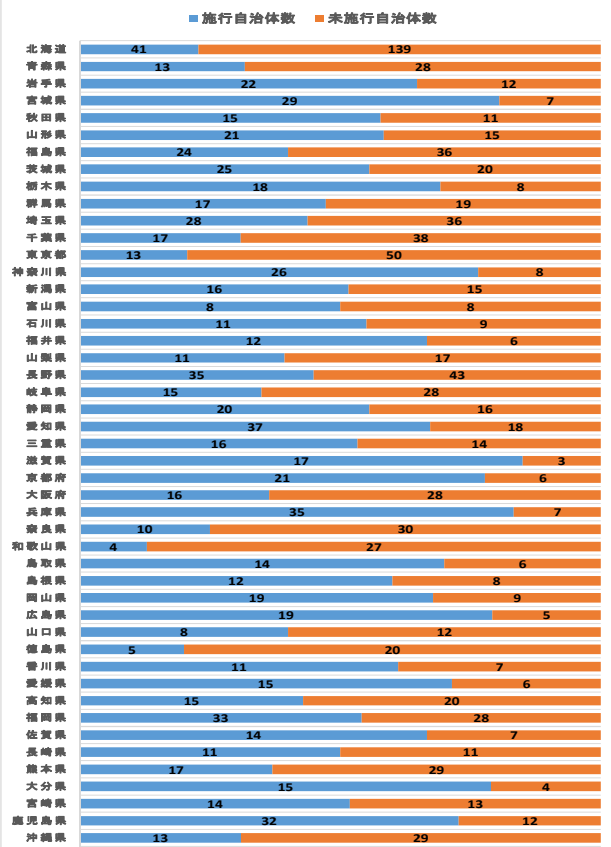
議会基本条例の都道府県別普及率(2019年12月1日現在)

NO	県名	都道府県及び市区町村数	条例施行自治体数	普及率	普及順位
1	北海道	180	41	23%	
2	青森県	41	13	32%	
3	岩手県	34	22	65%	
4	宮城県	36	29	81%	3
5	秋田県	26	15	58%	
6	山形県	36	21	58%	
7	福島県	60	24	40%	
8	東北	233	124	53%	
9	茨城県	45	25	56%	
10	栃木県	26	18	69%	
11	群馬県	36	17	47%	
12	埼玉県	64	28	44%	
13	千葉県	55	17	31%	
14	東京都	63	13	21%	
15	関東	34	26	76%	7
16	新潟県	323	144	45%	
17	富山県	31	16	52%	
18	石川県	16	8	50%	
19	福井県	20	11	55%	
20	山梨県	18	12	67%	
21	長野県	28	11	39%	
22	岐阜県	78	35	45%	
23	静岡県	43	15	35%	
24	愛知県	36	20	56%	
25	中部	55	37	67%	
26	三重県	325	165	51%	
27	滋賀県	30	16	53%	
28	京都府	20	17	85%	1
29	大阪府	27	21	78%	6
30	兵庫県	44	16	36%	
31	奈良県	42	35	83%	2
32	和歌山県	40	10	25%	
33	近畿	31	4	13%	
34	鳥取県	234	119	51%	
35	島根県	20	14	70%	10
36	岡山県	20	12	60%	
37	広島県	28	19	68%	
38	山口県	24	19	79%	4
39	中国	20	8	40%	
40	徳島県	112	72	64%	
41	香川県	25	5	20%	
42	愛媛県	18	11	61%	
43	高知県	21	15	71%	9
44	四国	35	15	43%	
45	福岡県	99	46	46%	
46	佐賀県	61	33	54%	
47	長崎県	21	14	67%	
48	熊本県	22	11	50%	
49	大分県	46	17	37%	
50	鹿児島県	44	15	34%	4
51	沖縄県	27	14	52%	
52	鹿児島県	44	32	73%	8
53	沖縄県	42	13	31%	
54	九州	282	149	53%	
55	計	1788	860	48.1%	

(注1)都道府県別市区町村数一覧(2019年12月1日現在)

(注2)都道府県47、市区町村1,741、計1,788

全国都道府県別議会基本条例施行状況



5. 自治基本条例と議会基本条例の都道府県別施行状況（普及率）（2019年12月1日現在）

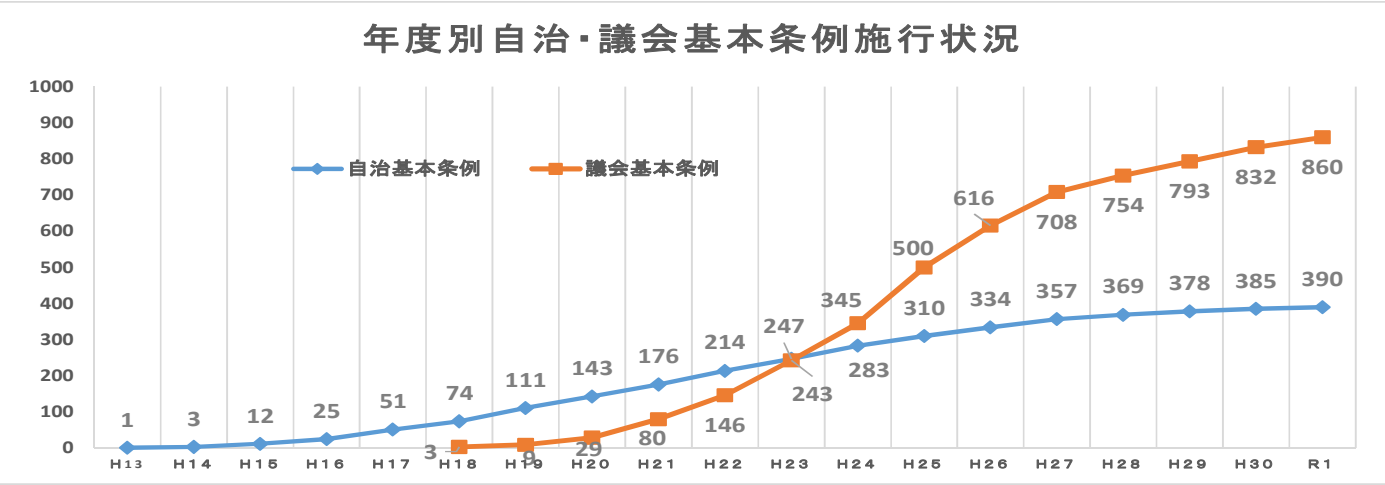
都道府県別自治基本条例及び議会基本条例施行状況（2019年12月1日現在）

NO	県名	都道府県及び市町村数	自治基本条例施行自治体数	施行率	議会基本条例施行自治体数	施行率	NO	県名	都道府県及び市町村数	自治基本条例施行自治体数	施行率	議会基本条例施行自治体数	施行率
1	北海道	180	60	33%	41	23%	24	三重県	30	7	23%	16	53%
2	青森県	41	9	22%	13	32%	25	滋賀県	20	8	40%	17	85%
3	岩手県	34	8	24%	22	65%	26	京都府	27	2	7%	21	78%
4	宮城県	36	5	14%	29	81%	27	大阪府	44	14	32%	16	36%
5	秋田県	26	4	15%	15	58%	28	兵庫県	42	15	36%	35	83%
6	山形県	36	7	19%	21	58%	29	奈良県	40	4	10%	10	25%
7	福島県	60	11	18%	24	40%	30	和歌山県	31	1	3%	4	13%
東北		233	44	19%	124	53%	近畿		234	51	22%	119	51%
8	茨城県	45	6	13%	25	56%	31	鳥取県	20	5	25%	14	70%
9	栃木県	26	14	54%	18	69%	32	島根県	20	5	25%	12	60%
10	群馬県	36	3	8%	17	47%	33	岡山県	28	5	18%	19	68%
11	埼玉県	64	22	34%	28	44%	34	広島県	24	4	17%	19	79%
12	千葉県	55	2	4%	17	31%	35	山口県	20	2	10%	8	40%
13	東京都	63	14	22%	13	21%	中国		112	21	19%	72	64%
14	神奈川県	34	22	65%	26	76%	36	徳島県	25	2	8%	5	20%
関東		323	83	26%	144	45%	37	香川県	18	4	22%	11	61%
15	新潟県	31	12	39%	16	52%	38	愛媛県	21	4	19%	15	71%
16	富山県	16	2	13%	8	50%	39	高知県	35	4	11%	15	43%
17	石川県	20	6	30%	11	55%	四国		99	14	14%	46	46%
18	福井県	18	3	17%	12	67%	40	福岡県	61	11	18%	33	54%
19	山梨県	28	5	18%	11	39%	41	佐賀県	21	2	10%	14	67%
20	長野県	78	13	17%	35	45%	42	長崎県	22	3	14%	11	50%
21	岐阜県	43	13	30%	15	35%	43	熊本県	46	4	9%	17	37%
22	静岡県	36	6	17%	20	56%	44	大分県	19	8	42%	15	79%
23	愛知県	55	20	36%	37	67%	45	宮崎県	27	2	7%	14	52%
中部		325	80	25%	165	51%	46	鹿児島県	44	3	7%	32	73%
							47	沖縄県	42	4	10%	13	31%
							九州		282	37	13%	149	53%
							計		1,788	390	21.8%	860	48.1%

自治基本条例		都道府県・市町村数	施行数	施行率
東	北海道・東北・関東・中部	1061	267	25%
西	近畿・中国・四国・九州	727	123	17%
議会基本条例		都道府県・市町村数	施行数	施行率
東	北海道・東北・関東・中部	1061	474	45%
西	近畿・中国・四国・九州	727	386	53%

(注) 都道府県別市区町村数一覧(2019年12月1日現在)
(注2) 都道府県47、市区町村1,741、計1,788

6. 自治基本条例と議会基本条例の年度別施行状況（2019年12月1日現在）



全国の1788自治体における自治・議会基本条例の施行状況

項目	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
自治基本条例	1	3	12	25	51	74	111	143	176	214	247	283	310	334	357	369	378	385	390
議会基本条例						3	9	29	80	146	243	345	500	616	708	754	793	832	860

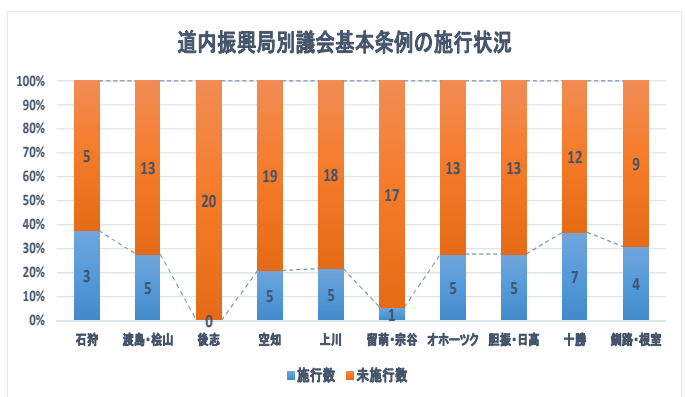
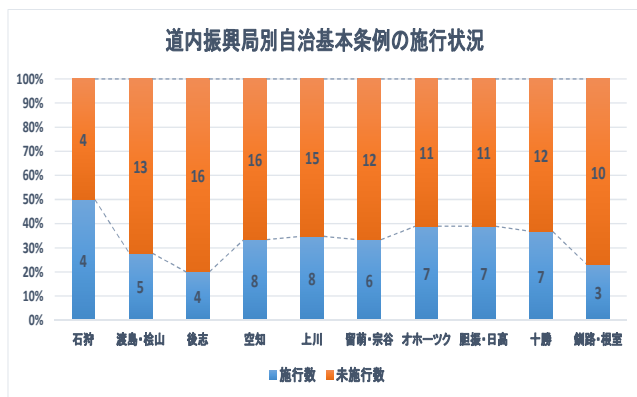
(注1) 市区町村数は2019.12.1現在 (注2) 都道府県47、市区町村1,741、計1,788

7. 道内振興局別自治基本条例の施行状況(2019.12.1)

振興局別自治基本条例の施行状況

振興局	石狩	渡島・桧山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
市町村数	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
条例数	4	5	4	8	8	6	7	7	7	3	59
比率	50%	28%	20%	33%	35%	33%	39%	39%	37%	23%	33%
1	札幌市	七飯町	ニセコ町	奈井江町	下川町	苫前町	遠軽町	登別市	清水町	別海町	
2	石狩市	福島町	黒松内町	沼田町	上川町	遠別町	置戸町	白老町	音更町	中標津町	
3	江別市	厚沢部町	小樽市	美唄市	上富良野町	留萌市	北見市	苫小牧市	芽室町	釧路市	
4	恵庭市	八雲町	余市町	芦別市	名寄市	稚内市	美幌町	平取町	帯広市		
5		函館市		三笠市	和寒町	幌延町	大空町	新ひだか町	中札内村		
6				新十津川町	士別市	中頓別町	斜里町	むかわ町	士幌町		
7				栗山町	旭川市		湧別町	安平町	鹿追町		
8				岩見沢市	東川町						

(注1) 北海道は含まず。(注2) は自治・議会基本条例の両方を施行している市町村。



8. 道内振興局別議会基本条例の施行状況(2019.12.1)

振興局別議会基本条例の施行状況

振興局	石狩	渡島・桧山	後志	空知	上川	留萌・宗谷	オホーツク	胆振・日高	十勝	釧路・根室	計
市町村数	8	18	20	24	23	18	18	18	19	13	179
条例数	3	5	0	5	5	1	5	5	7	4	40
比率	38%	28%	0%	21%	22%	6%	28%	28%	37%	31%	22%
1	札幌市	今金町		栗山町	和寒町	留萌市	大空町	豊浦町	帯広市	白糠町	
2	江別市	知内町		三笠市	旭川市		遠軽町	登別市	鹿追町	釧路市	
3	石狩市	福島町		北竜町	士別市		網走市	むかわ町	足寄町	根室市	
4		八雲町		夕張市	富良野市		訓子府町	安平町	芽室町	羅臼町	
5		七飯町		芦別市	名寄市		興部町	苫小牧市	浦幌町		
6									幕別町		
7									広尾町		

(注) 北海道は含まず。

自治基本条例・議会基本条例の施行状況の詳細は当ホームページ参照願います。

<http://koukyou-seisaku.com/image/2019.12.1jitigikaiseikoujyoukyou6.pdf>

水澤理事長 の略歴

昭和25年2月6日 北海道八雲町で生まれる(69歳)

●学歴

- ①昭和45年4月～昭和49年3月 早稲田大学社会科学部卒業
- ②平成14年4月～平成16年3月 北海学園大学大学院経営学研究科修士課程修了
- ③平成18年4月～平成20年3月 北海道大学公共政策大学院専門職課程(修士)修了

●職歴

- ①通信会社に32年間勤務
- ②平成19年6月～ NPO法人公共政策研究所理事長
- ③平成20年4月～ 北海道大学公共政策大学院公共政策学研究センター研究員
- ④平成28年8月～ 札幌市営企業調査審議会委員

Ⅱ 2019北海道内の公共交通の実態調査の結果(北海道の課題)

詳細は当公共政策研究所ホームページを参照願います。

<http://koukyou-seisaku.com/image/2019koukyoukoutuuhoukokusyo.pdf>

1. 調査の概要

(1) 調査対象

北海道内179市町村

(2) 調査期間

2019年4月1日～5月29日

(3) 調査実施主体

NPO法人 公共政策研究所

(4) 調査時点

2019年4月1日(人口は2018.1.1現在)

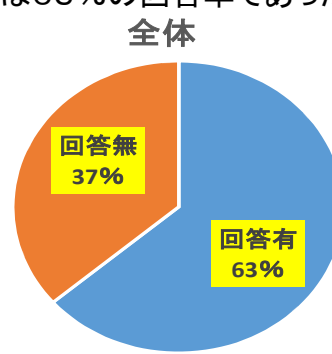
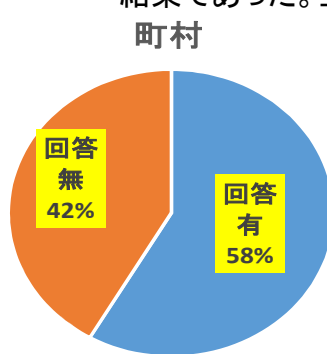
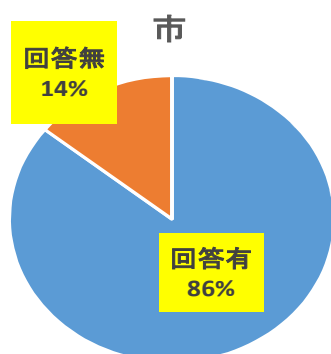
(5) 調査の目的

住民の通院や買物時の日常生活及び観光客の足としての公共交通が地域にあることが、地域の衰退の歯止めになるという視点のもと、市町村は地域の足として、どのような公共交通手段を選択しているかを把握することで、住民の日常生活及び観光客の足を確保する対策がとれていない自治体のヒントとなることを目的とした。

(6) 回収率

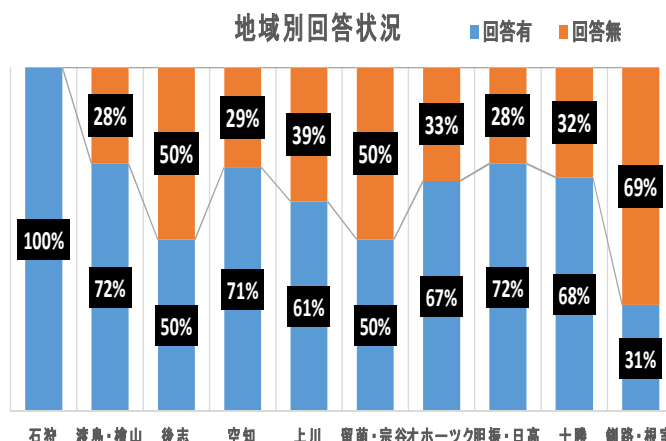
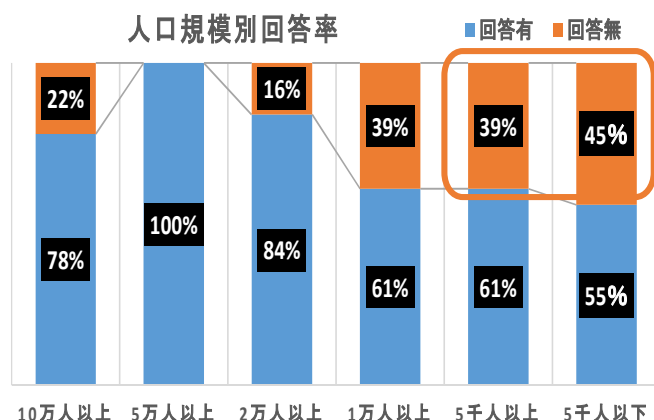
市・町村別回答率

	市町村数	回答数	回答率
市	35	30	86%
町村	144	83	58%
計	179	113	63%



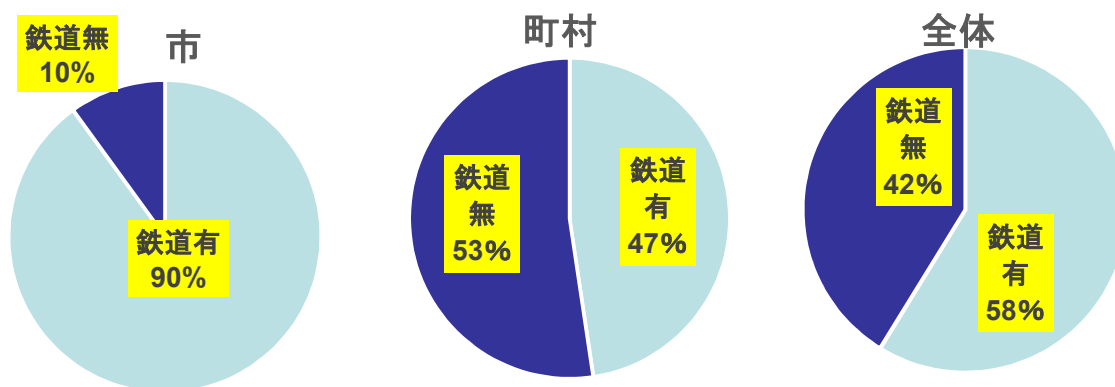
コメント: 北海道の市・町村別回答状況は、市が86%の回答状況に対し、町村は58%町村での回答率が低い結果であった。全体では63%の回答率であった。

①北海道人口規模別回答状況(人口規模1万人以下の回答率が57%と低い) ②地域別回答状況(釧路・根室での回答率が31%と低い)

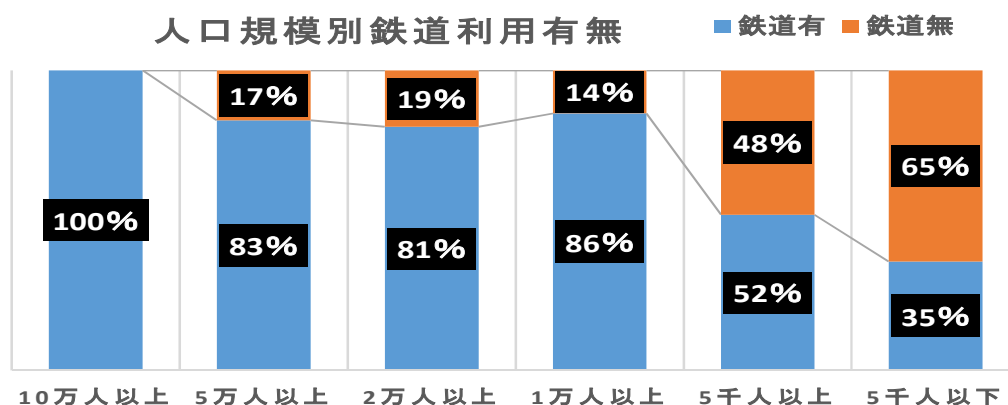


2. 道内市町村の市外の公共交通（鉄道への依存度）

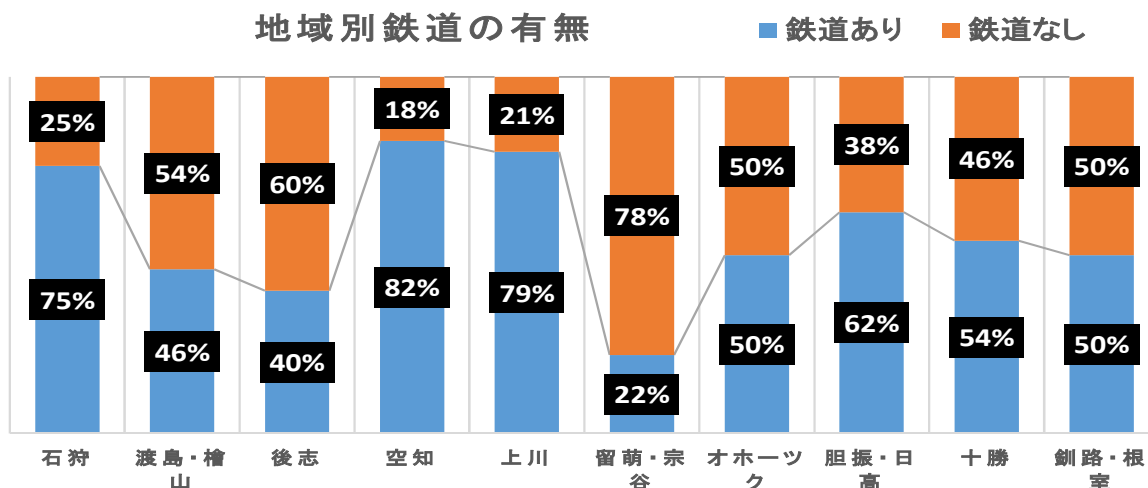
(1) 市・町村別鉄道(JR)の有無（道内で鉄道が利用できる市町村は58%と低い）



(2) 人口規模別鉄道による移動手段の有無（人口規模1万人以下では59%と、鉄道への依存度が低くなる）

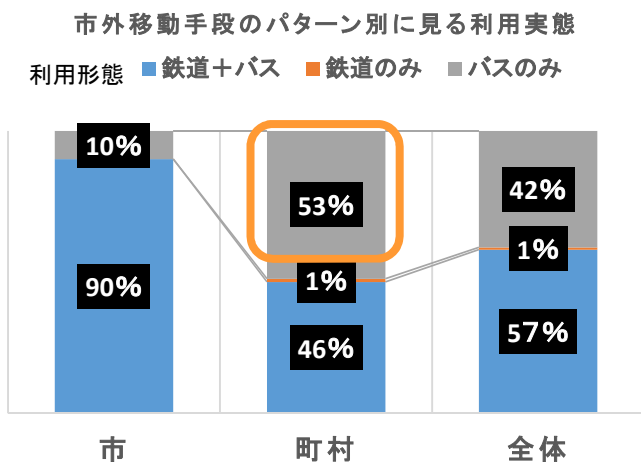


(3) 地域別鉄道による移動手段の有無（留萌・宗谷や渡島・桧山・後志では鉄道への依存度が低い）

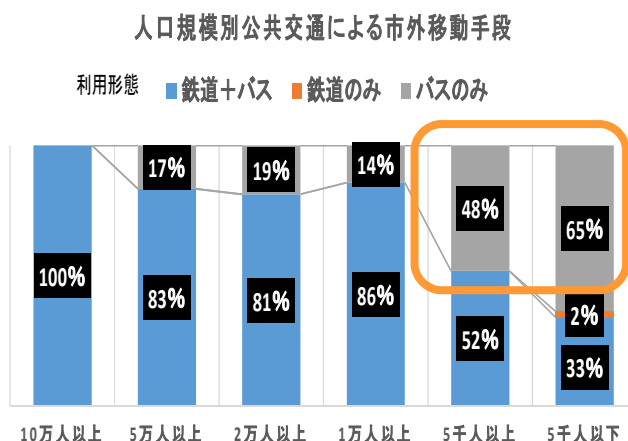


3. 道内市町村の市外の公共交通（鉄道・バスの利用）

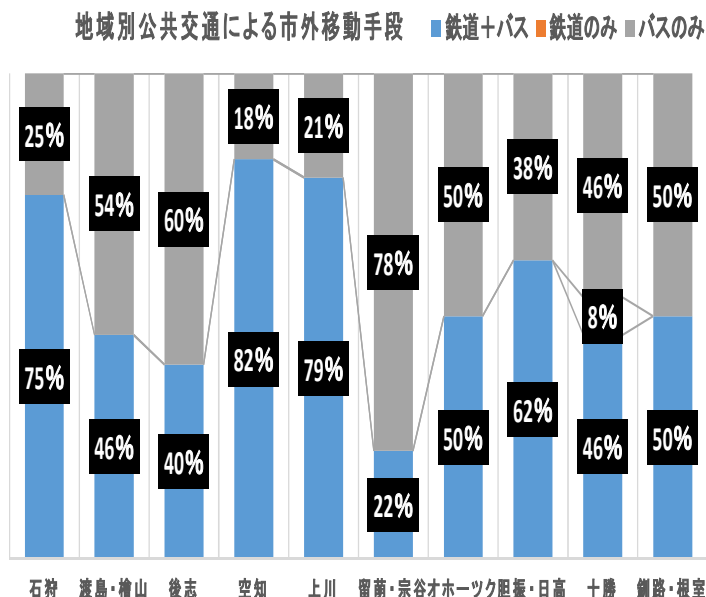
(1) 市・町村別市外移動手段の利用パターン（市外の移動手段なしの市・町村は0であった）



(2) 人口規模別市外移動手段の利用パターン（人口規模が1万人以下では鉄道よりバスへの依存度が高くなる）



(3) 地域別市外移動手段の利用パターン（鉄道への依存度が低い留萌・宗谷では、結果的にバスへの依存度が高い）



(4) 鉄道・バス以外の市外公共交通手段（人口規模1万人以下のまちでボランティア運送等の工夫がされている）

鉄道・バス以外の市外公共交通手段

	鉄道	地域間 幹線バス	人口規模	コミュニティバス	市町村運営 有償運送 交通空白	ボランティア 運送	タクシー等 会社が運営の 乗合タクシー	行き先
町村51	0	0	5千人以下		0			余市町
町村57	0	0	5千人以上				0	滝川市
町村61	x	0	5千人以下		0			旭川市
町村71	x	0	5千人以下	0				留萌市
町村75	x	0	5千人以下			0		稚内市
町村77	x	0	5千人以下			0		浜頓別町他
町村84	x	0	5千人以上		0			遠軽町
全体	2	7		1	3	2	1	

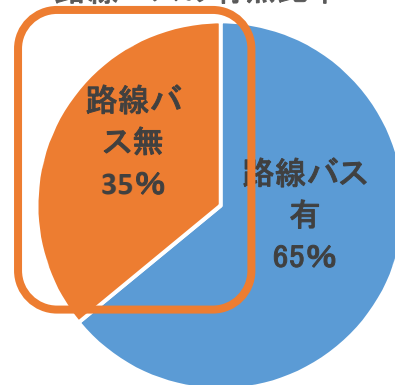
4. 道内市町村の市内の公共交通

市・町村別の市内公共交通の全体

(市は路線バスが中心、町村では路線バスからコミバス他へ移行している)

	回答数	タクシー	路線バス	コミバス	市町村運営	NPO等運営	市町村運営	NPO等運営	ボランティア ア運送	タクシー等 社が運営の 乗合タクシー	無料バス
					有償運送	有償運送	有償運送	有償運送			
					交通空白		福祉				
市	30	29	28	10	5	3	1	16	1	3	0
	86%	97%	93%	33%	17%	10%	3%	53%	3%	10%	0%
町村	83	76	45	35	25	1	13	30	2	5	4
	58%	92%	54%	42%	30%	1%	16%	36%	2%	6%	5%
計	113	105	73	45	30	4	14	46	3	8	4
	63%	93%	65%	40%	27%	4%	12%	41%	3%	7%	4%

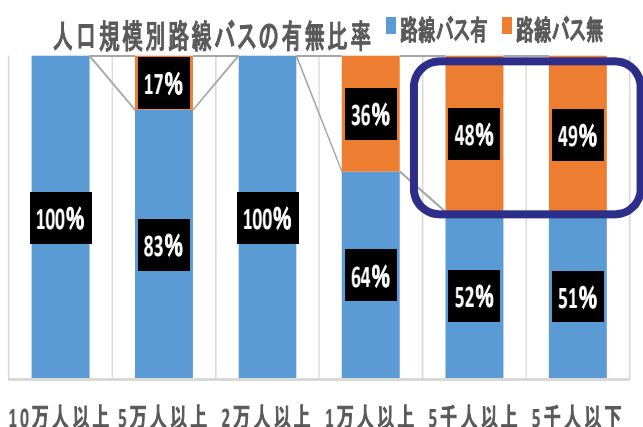
北海道内市内
路線バスの有無比率



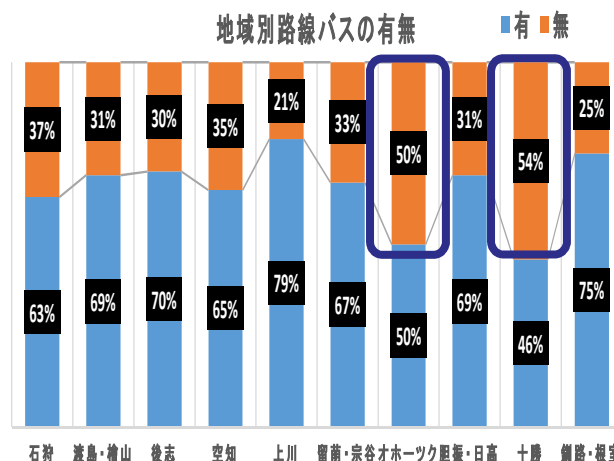
北海道内の市町村の35%には路線バスがない。

① 人口別路線バスの分布

(1万人以下のまちの半分は路線バスがない)

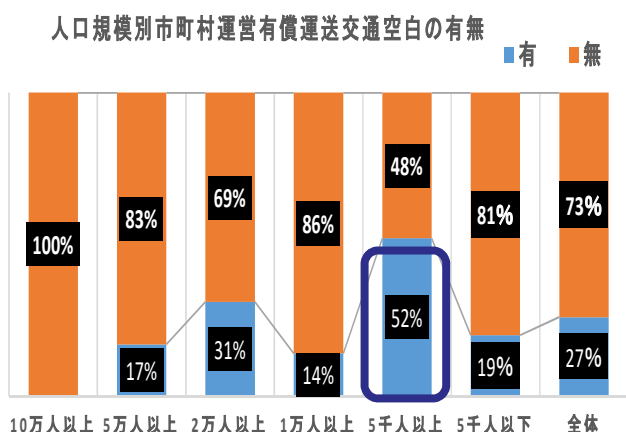


② 地域別路線バスの分布(十勝では54%が、オホーツクでは50%のまちに路線バスがない)

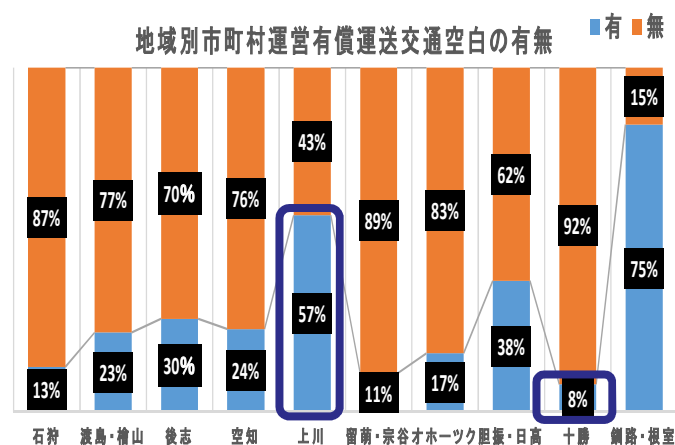


③ 人口別市町村運営有償運送交通空白の分布

(1万人以下5千人以上のまちに普及している)



④ 地域別市町村運営有償運送交通空白の分布(上川地域での普及が進んでいる)



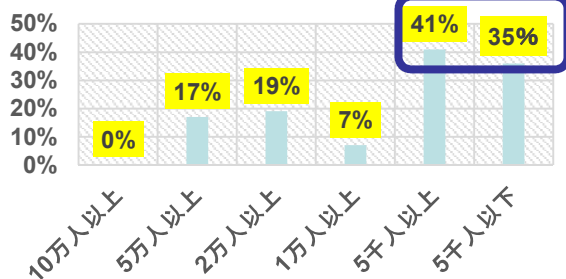
5. 道内市町村の公共交通の課題(現状)

人口規模別公共交通の課題

人口規模1万人以下5千人以上のまちの公共交通の課題に、道内市町村の公共交通の課題を見ることが出来る。具体的には、③高齢者・障害者の移動の制限、④自家用車が手放せない、⑥市町村が主体となって公共交通を維持している、である。

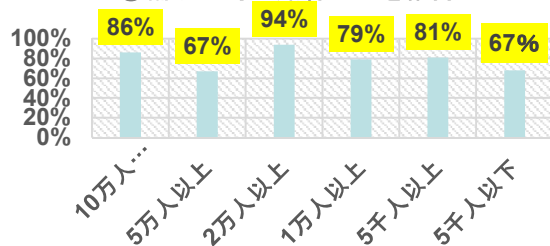
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
公共交通の課題	路線バスの便数が減少	公共交通の存続が危ぶまれている	高齢者・障害者の移動の制限	自家用車が手放せない	補助金等で路線バスを維持	市町村が主体となって公共交通を維持している	NPOが事業主体となっている	住民ボランティア活動で自家用車による運送が行われている	乗合タクシー等の試験運行を行っている	その他
10万人以上	6	5	0	0	6	2	1	0	1	1
5万人以上	86%	71%	0%	0%	86%	29%	14%	0%	14%	14%
2万人以上	4	2	1	1	4	3	2	0	0	0
1万人以上	67%	33%	17%	17%	67%	50%	33%	0%	0%	0%
5千人以上	9	8	2	3	15	8	1	0	0	0
1万人以下	56%	50%	13%	19%	94%	50%	6%	0%	0%	0%
5千人以下	5	5	0	1	11	5	2	0	0	0
10万人以上	36%	36%	0%	7%	79%	36%	14%	0%	0%	0%
5千人以上	9	15	8	11	22	16	1	0	5	3
1万人以下	33%	56%	30%	41%	81%	59%	4%	0%	19%	11%
5千人以下	17	29	9	15	29	22	5	2	7	5
10万人以下	40%	67%	21%	35%	67%	51%	12%	5%	16%	12%

④自家用車が手放せない



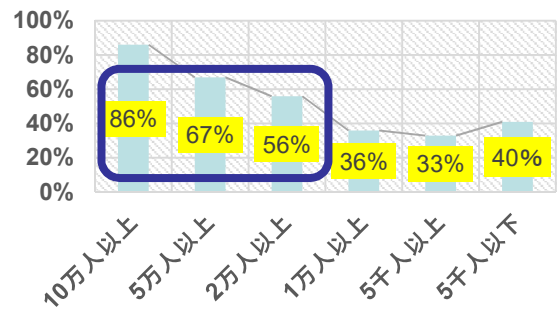
(1万人以下のまちで自家用車が手放せなくなっている)

⑤補助金等で路線バスを維持



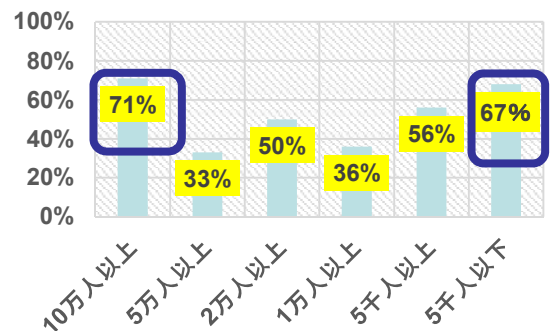
(全道の路線バスの多くは補助金で維持されている)

①路線バスの便数が減少



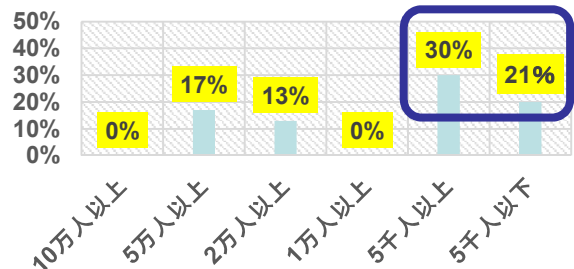
(2万人以上のまちで路線バスの便数の減少が進んでいる)

②公共交通の存続が危ぶまれている



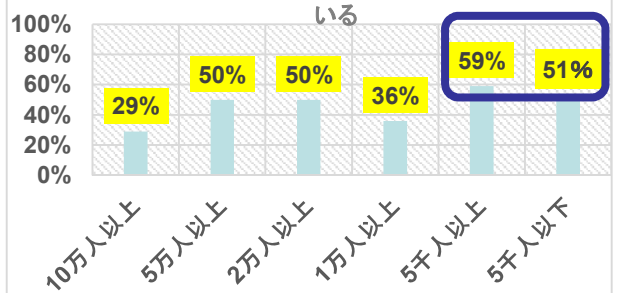
(10万人以上・5千人以下のまちで公共交通の存続が危ぶまれている)

③高齢者・障害者の移動の制限



(1万人以下のまちで高齢者・障害者の移動の制限がある)

⑥市町村が主体となって公共交通を維持している



(1万人以下のまちで市町村が主体となって公共交通を維持している)

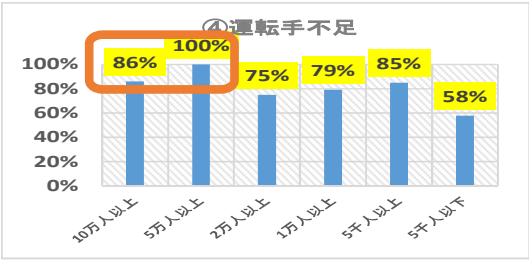
6. 道内市町村の公共交通の課題の背景

人口規模別公共交通の課題の背景(原因)

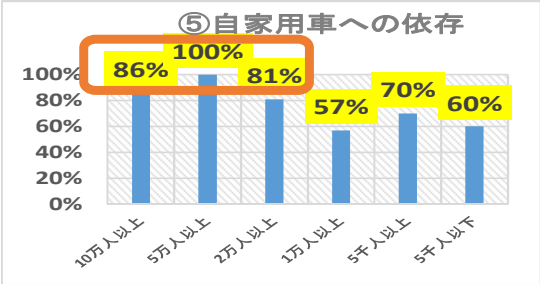
人口規模5万人以上と以下で課題の背景が異なる。5万人以上では④運転手不足、⑤自家用車への依存、⑥市街地の拡大・分散、⑩観光客等の交流人口の増加、⑪市町村の財政逼迫が課題の背景となっている。一方、5万人以下では、⑦公共交通事業者が不採算路線からの撤退、⑨町外への転出者が増加、⑫市町村職員の人材不足が課題の背景となっている。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
公共交通の課題の背景	人口減少	高齢者の増加	少子化（学生の減少）	運転手不足	自家用車への依存	市街地の拡大・分散	公共交通事業者（鉄道・バス・タクシー）が不採算路線からの撤退	車・障がい者等）の増加（高齢者・障がい者等）	町外への転出者が増加	観光客等の交流人口の増加	市町村の財政逼迫	市町村職員の人材不足	住民の公共交通に対する自治意識が高い	その他
10万人以上	7	6	7	6	6	6	3	5	2	3	4	1	0	0
5万人以上	4	6	5	6	6	2	4	6	0	2	2	0	0	0
2万人以上	12	11	12	12	13	3	6	4	7	4	8	2	0	0
1万人以上	11	13	8	11	8	4	6	8	4	1	4	2	1	0
5千人以上	23	22	18	23	19	2	19	18	14	4	15	4	2	0
5千人以下	41	38	36	25	26	2	26	20	23	3	16	6	0	1
	95%	88%	84%	58%	60%	5%	60%	47%	53%	7%	37%	14%	0%	2%

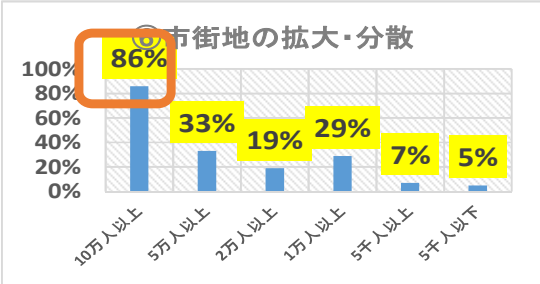
(注) 緑色は原因の比率が一番高い。黄色は原因の比率が一番低い。



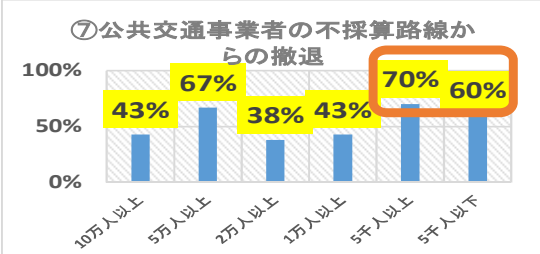
(5万人以上のまちで運転手不足が課題)



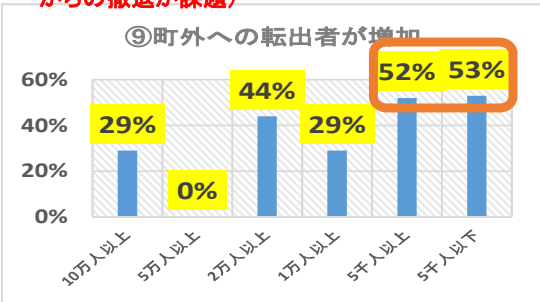
(2万人以上のまちで自家用車への依存が課題)



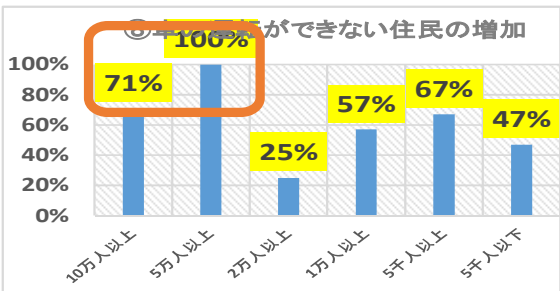
(10万人以上のまちで市街地の拡大・分散が課題)



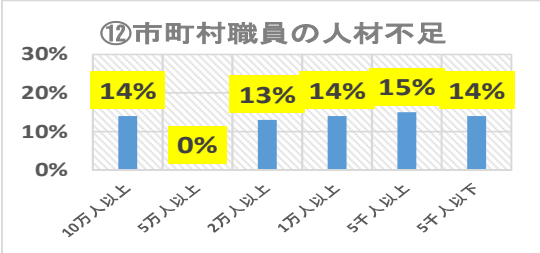
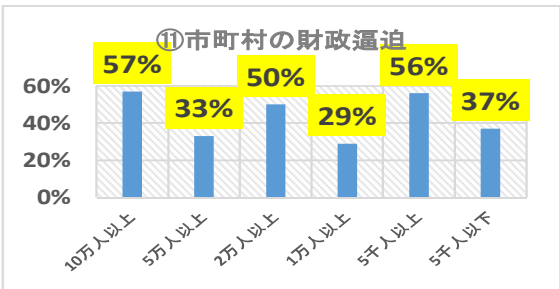
(1万人以下のまちで公共交通事業者の不採算路線からの撤退が課題)



(1万人以下のまちで町外への転出者の増加が課題)



(5万人以上のまちで車の運転ができない住民の増加が課題)



7. 道内市町村の人口規模別から見る公共交通の課題と背景

(1) 1万人以上のまちの公共交通の課題と背景(原因)

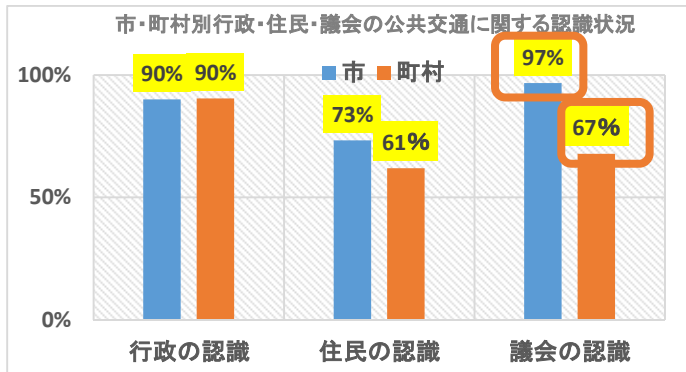
公共交通の課題	公共交通の課題の背景
①路線バスの便数が減少 ②公共交通の存続が危ぶまれている ⑦NPOが事業主体となって公共交通を維持している	④運転手不足 ⑤自家用車への依存 ⑥市街地の拡大・分散 ⑧車の運転ができない住民の増加 ⑩観光客等交流人口の増加 ⑪市町村の財政逼迫

(2) 1万人以下のまちの公共交通の課題と背景(原因)

公共交通の課題	公共交通の課題の背景
②公共交通の存続が危ぶまれている ③高齢者・障害者の移動の制限 ④自家用車が手放せない ⑥市町村が主体となって公共交通を維持している ⑧住民ボランティア活動で自家用車による運送が行われている ⑨乗合タクシー等の試験運行を行っている	⑦公共交通事業者の不採算路線からの撤退 ⑨町外への転出者が増加 ⑫市町村職員の人材不足

8. 公共交通に関する現状に対する道内の行政・住民・議会の認識

(1) 行政・住民・議会の公共交通に関する課題認識状況



(注) 回答あり＝認識ありとした。

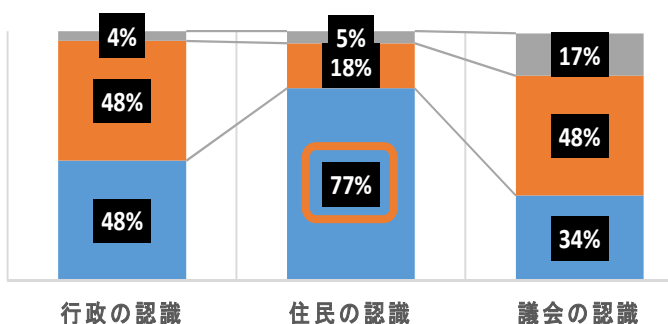
公共交通に関する現状認識について、市では、議会の公共交通に関する認識の方が行政より高いのに対し、町村では議会の認識が行政より低い、また、住民の公共交通に関する認識は、市より町村の認識が低い。町村での公共交通に関する課題が多い中で、町村での議会及び住民の公共交通に関する現状認識が低いことは問題ではないか。

コメント：公共交通に対する行政の課題認識は市・町村ともに90%と高い。それに対し、住民の課題認識は市では73%、町村でも61%と認識が若干低い。議会の課題認識は市では97%と高いのに対し、町村では67%と住民と変わらない課題認識であった。

(2) 行政・住民・議会の公共交通に関する課題認識の所在

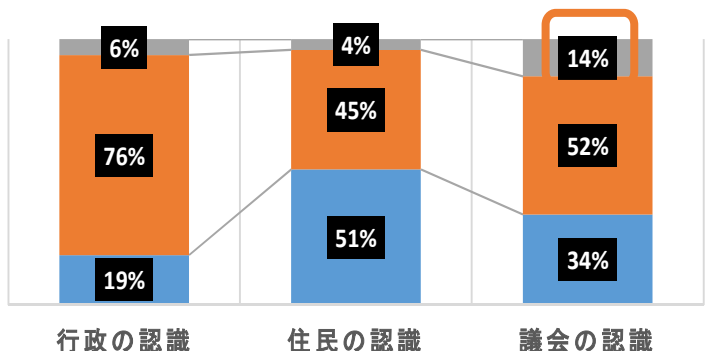
市の行政・住民・議会の公共交通に関する認識

■ 現行公共交通の運行改善が必要 ■ 新公共交通手段が必要 ■ JRの存続が必要



町村の行政・住民・議会の公共交通に関する認識状況

■ 現行公共交通の運行改善が必要 ■ 新公共交通手段が必要 ■ JRの存続が必要



コメント：市の住民は運行改善の必要性を、議会は新交通手段の必要性を、行政は運行改善と新交通手段の両方が必要と認識している。JRの存続は議会での認識が高いが、住民、行政での認識は低い。

コメント：町村の住民は運行改善の必要性を、議会と行政は新交通手段の必要性を認識している。

特に、行政は8割近くが新交通手段の必要性を認識している。JRの存続は市の場合と同様に、議会での認識が高いが、住民、行政での認識が低い。

(注) 新交通手段とは、市町村等運営有償運送のことをいう

9. 道内市町村の公共交通調査の成果(公共交通の縮小と歯止め)

この度の調査から、今ある市町村の公共交通の環境が、今後どのように変化し、その変化にどのように対応することが良いのか、特に、**北海道の2/3ある人口規模1万人以下のまちでは何があることで、交通手段を残すことが出来るのか、その答えは、道路運送法に基づく地域公共交通会議(協議会)の設置(歯止め)があることであった。**

公共交通の段階仮説(公共交通縮小仮説)



道路運送法に基づく地域公共交通会議(協議会)が設置されている

市内の今後の想定段階

段階	パターン	事業用(緑ナンバー)		自家用(白ナンバー)		市町村数	今後の想定段階		
		路線バス	コミバス	市町村運営有償交通空白	NPO等運営有償交通空白				
第1段階	1	○	×	×	×	34	第2段階	第3段階	第4段階
						30%	第5段階	第6段階	
第2段階	2	○	○	×	×	17	第3段階	第4段階	第5段階
						15%			
	3	○	○	○	×	5	第6段階		
						4%			
第3段階	4	○	○	×	○	1			
						1%			
	5	○	×	○	×	13			
						12%			
第4段階	6	○	×	○	○	2	第5段階	第6段階	
						2%			
	7	○	×	×	○	1			
						1%			
路線バスがある						73			
第5段階	8	×	○	×	×	18	第5段階	第6段階	
						16%			
	9	×	○	○	×	4			
						4%			
第6段階	追加	×	○	×	○	0			
						0%			
	10	×	×	○	×	6	第6段階		
第7段階						5%			
	追加	×	×	×	○	0			
						0%			
第8段階	11	×	×	×	×	12	第4段階	第5段階	
						11%			
路線バスがない						40			

(注)新交通手段とは、市町村等運営有償運送のことをいう

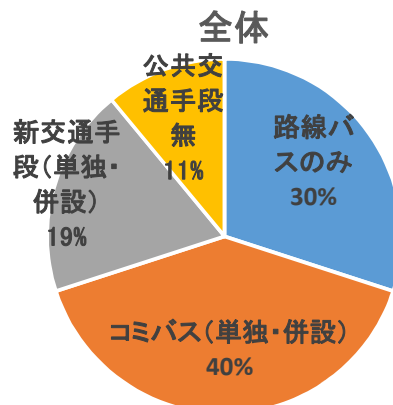
第5段階(市町村等運営有償運送)の公助の市町村運営又は共助のNPO等運営の有償運送がなくなることはない想定している。

すなわち、市町村運営有償運送等は、法律では業務の廃止が可能ではあるが、自治が機能していれば、自らの判断でなくする可能性が低いので、第6段階(交通手段なし)になる可能性は低い。

なぜかは、住民は首長と議員を選びまちをつくり、課題解決を任せた。まちの自治が機能していれば、地域の交通手段がなくなることを放置するはずがないと考えるからである。

市・町村別交通手段の多様化

	段階	市	町村	全体
路線バスのみ	1	15	19	34
		50%	23%	30%
コミバス(単独・併設)	2・4	10	35	45
		33%	42%	40%
新交通手段(単独・併設)	3・5	5	17	22
		17%	20%	19%
公共交通手段無	6	0	12	12
		0%	15%	11%
計		30	83	113



議員等研修会のご案内

1. 実施テーマ 議会の活性化等議会のあり方等について(別途ご相談)
2. 対象 議会議員及び議会事務局職員等
3. 日時 別途ご相談
4. 会場 貴議会にてご用意願います。
5. 研修時間 2時間程度
6. 経費 講師謝金・旅費交通費等(別途ご相談)
7. 連絡先 NPO法人公共政策研究所 水澤
電話/fax 011-836-4315 携帯電話 090-2872-3257
メールアドレス mizusawa@koukyou-seisaku.com

実績: 中空知ふるさと市町村圏議員交流会

1. 日時 平成29年7月10日(月) 午後3時10分～午後4時40分
2. 会場 赤平市東公民館(赤平市茂尻本町1丁目1番地)
3. テーマ アンケート調査から見る自治体議会と総合計画の課題
4. 目的 議員の資質や政策提言及び政策立案等の能力の向上を図る
5. 対象者 中空知(5市5町)議会議員、監査委員、議会事務局職員、市町長、副市町長、教育長、企画担当部課長、広域圏会計管理者、広域圏事務局
6. 人数 約160名
7. 講師 NPO法人公共政策研究所理事長 水澤 雅貴



発行日	2019年度冬号 2020年1月31日発行(2020.2.6修正版)
作成者	NPO法人公共政策研究所理事長 水澤雅貴